

令和2年5月26日

生徒・保護者の皆様

石川県立志賀高等学校  
校長 仁 八 潔

## 6月1日の学校再開について (ご案内)

本日県教育委員会より、「県立学校再開ガイドライン (5月26日版)」が通知されました。

つきましては、本校では通知に従い、6月1日(月)の学校再開にあたって、下記のとおり、保健管理体制を整え、生徒への指導・保護者への連絡・環境整備などを含む、新型コロナウイルス感染症に関する対応策を取りまとめ、十分な感染症対策を行いますので、ご理解とご協力をいただきたくご案内いたします。また、保護者の皆様には、これまで同様、一斉送信メールや配付文書等により、定期的に学校の様子をお知らせし、学校の対応についてご理解とご協力いただけるよう努めます。

### 記

#### 1 「新しい生活様式」等にかかる生徒への指導について

分散登校日に、生徒が感染症予防について正しく理解し、適切な行動を取れるよう指導するとともに、厚生労働省作成の「新しい生活様式の実践例」を生徒に示し、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させていく必要があることを指導します。

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染防止の3つの基本を実行する。

「①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い」

◇人との間隔はできるだけ2m (最低1m) 空ける。

◇会話をするときには可能な限り真正面を避ける。

◇外出中で、屋内にいるときや会話をするときには、症状がなくてもマスクを着用する。

◇手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に行う。(手指消毒薬の使用も可)

(2) 発症したときのため、誰とどこで会ったかを記録する。

(3) 3密 (密閉・密集・密接) の状況が発生する可能性がある場所には出入りしない。

(4) 毎朝体温測定、健康チェックを行い、発熱や風邪症状がある場合は自宅で療養する。

#### 2 健康管理について

(1) 登校する生徒は、①マスク、②清潔なハンカチ・ティッシュ、③マスクを外した時に一時的に保管しておくための布またはビニールの袋を毎日持つてくる。

(2) 生徒は登校前に自宅で検温し、発熱等の風邪症状がある場合は登校しない。

発熱がなくても、普段よりも体調が悪く感じたら、登校を控える。

(3) 登校時に、現段階では玄関前で、教職員が健康観察票を確認する。

(4) 登校後、発熱等の風邪症状がある生徒は保護者に連絡した上で、帰宅する。

(5) 手指で目、鼻、口をできるだけ触らないようにして、手洗いを徹底する。

(6) 常時マスク着用が望ましいが、体育の授業中や熱中症の危険性がある場合等は外しても良い。

その際、換気、身体的距離の確保、咳エチケットの指導を徹底する。

(7) タオルやハンカチは貸し借りしない。

(8) 十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がける。

(9) 医療的ケアが必要な生徒に対しては、主治医や学校医、保護者と相談の上、適切な配慮を行う。

#### 3 通学時について

・公共交通機関及びスクールバスを利用する生徒には、次の注意をする。

◇発熱がある場合は乗車を見合わせる ◇乗車中は必ずマスクを着用する

◇乗車中は会話を控える ◇手すりやドアに触れた手で、目、鼻や口に触れない

#### 4 身体的距離の確保について

- (1) 生徒同士の間隔はできるだけ2 m（最低1 m）空ける。
- (2) 机の間隔は、本県の感染状況を踏まえ、現段階では1 mを目安に最大限の間隔をとる。

#### 5 感染防止対策について

- (1) 生徒が密集しないように、また、近距離で向かい合って話をするのしないよう注意する。
- (2) 3密の重なりを避けるだけでなく、できる限り「ゼロ密」を目指す。
- (3) 次の6つのタイミングで手洗い（アルコール消毒）を徹底する。
  - ◇教室に入るとき
  - ◇咳やくしゃみ、鼻をかんだとき
  - ◇食事の前後
  - ◇掃除の後
  - ◇トイレの後
  - ◇共有のものを触ったとき
- (4) 教室内等のこまめな換気を徹底する。
- (5) 清掃は、換気の良い状況でマスクを着用した上で丁寧に行い、終了後の手洗いを徹底する。
- (6) 消毒については、1日1回以上、利用状況に応じて適切に行う。
- (7) 生徒が共用する物品は可能な限り使用前後に消毒し、活動前後の手洗いの指導を徹底する。
- (8) 図書館は、利用前後の手洗い、時間帯の分散等の密集を避ける配慮をした上、開館する。
- (9) 次の学習活動等については、可能な限り感染症対策を行った上で、本県の感染状況を踏まえ、現段階では、実施を検討している。その際、用具の消毒、手洗い指導の徹底、体調に不安のある生徒への配慮についても留意する。
  - ◇グループワークやペアワーク、及び近距離で一斉に大きな声で話す活動
  - ◇室内で近距離で行う合唱、管楽器演奏
  - ◇実験・観察、共同製作・鑑賞、調理実習
  - ◇食事は、食前の手洗いを徹底し、机を向かい合わせにせず、会話を控える等の指導

#### 6 学習の遅れ等を取り戻すことについて

- (1) 4月～5月までの遅れについては、県教育委員会の通知により、原則8月末までに取り戻せるように夏季休業期間中に授業と時間割編成の工夫を行い、1学期の授業日を延長して、従来の夏季休業期間である7月21日(火)から8月7日(金)までの12日間を授業と設定し、45分7限授業とする。
- (2) 生徒の家庭学習における理解度、定着度を把握し、授業内での指導に軽重をつけるなどの工夫を行う。
- (3) 「体育」授業について、次のことに留意する。
  - ◇休業期間中運動不足になっている生徒もいると考えられるので、授業開始時には十分な準備運動を行い、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、怪我や事故防止には十分に留意する。特に、1年生では、運動制限や既往症の有無など健康上留意事項を把握する。
  - ◇開始前・終了後のうがい、手洗いを徹底する。
  - ◇更衣室は、複数の更衣室を設けたり、できるだけ狭い空間の在室を避ける。
  - ◇体操着を清潔に保つ。（他人との貸し借り厳禁）
  - ◇授業中は、密集や密接する場面がなくなるよう工夫をする。
  - ◇水筒を持参させ、こまめな水分補給など、熱中症対策に万全を期す。
  - ◇運動時のマスクの着用による身体へのリスクを考慮して、授業中のマスクの着用は必要ない。
  - ◇教師は、原則としてマスクを着用する。

#### 7 生徒の心身の状況の把握と心のケア等について

- (1) 長期間に及んだ休校や自宅待機からくるストレスや、感染症に対する心配や不安が原因で、気持ちが不安定になったりした場合には、これまで同様に担任の電話連絡やClassroomにおいて教育相談等を行い、相談室や保健室の先生等にも相談する。
- (2) 毎週金曜日の午前中に在校しているスクールカウンセラーの堀田先生への電話や相談による支援を行う。
- (3) 「24時間子供SOSダイヤル」などの相談窓口の紹介をする。

## 8 部活動について

感染症対策を講じて、生徒の様子を見ながら段階的に再開することとし、保護者にも周知し理解を得たうえで実施します。

- (1) 6月1日(月)から3日(水)までは、活動再開に向けて各部でミーティングを行い、各部の練習計画及び怪我等の防止や感染防止のための具体的な行動等について生徒と共通理解を図る。
- (2) 6月4日(木)以降、活動再開当初については、活動時間の短縮(1~2時間程度)や活動内容の工夫を図るなど、生徒の健康状態や安全面に十分配慮する。
- (3) 当分の間、県外遠征や県外から招いての練習試合や発表会等、合宿、宿泊を伴う練習試合や発表会等は行わない。
- (4) 県内で宿泊を伴わない場合の練習試合については、6月13日(土)以降実施を可能とする。なお、実施については、生徒の体調等を考慮し慎重に判断すること。
- (5) 部活動を実施する上での留意点
  - ◇参加については、生徒本人・保護者の意向を尊重する。
  - ◇健康観察を行い、発熱等体調の優れない生徒は参加させない。
  - ◇十分な準備運動等を行い、怪我や事故防止には十分に留意する。
  - ◇開始前・終了後のうがいや手洗い、咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底する。
  - ◇体育館や特別教室等でのドア・窓等を可能な範囲で解放し、換気に努める。
  - ◇用具等については、使用前後に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしない。
  - ◇水分補給のボトルやコップ、タオルを共用しない。
  - ◇水筒を持参させ、こまめな水分補給など、熱中症対策に万全を期す。
  - ◇生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等の指導の下、実施する。
  - ◇人数の多い部活動は、グループを分ける等、狭い空間に多人数になることを避ける。
  - ◇活動中は、密集や密接する場面がなくなるよう工夫する。
  - ◇基本的にマスクを着用するが、運動時のマスクの着用による身体へのリスクを考慮して、運動部活動中のマスク着用の必要はない。(マスクの着用を否定するものではない)  
見学者やマネージャーはマスクを着用する。

## 9 感染者、濃厚接触者が確認された場合等について

生徒・保護者の感染が確認された場合、濃厚接触者であることが確認された場合、同居する家族等の感染が確認された場合、速やかに学校(志賀高32-1166)へご連絡ください。

その際、個人情報の扱いには十分留意するとともに、生徒の感染が判明した場合、最終登校日から2週間の臨時休業の措置と校舎の消毒を実施することとなります。

## 10 SNS等の利用について

SNS等の利用について、噂や不確かな情報を拡散したり惑わされず、いじめや偏見差別につながる言動を厳に慎み、正しい情報に基づいた冷静な行動を心掛ける。

感染者、濃厚接触者、新型コロナウイルス感染症の治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は許されないこと。

## 11 その他

今後、状況の変化により、対応内容に追加や変更がある場合はその都度ご案内いたします。